

第1021
(9.18～9.24)

地 域 安 全 情 報
～安全・安心 ていねっていいね！～

手 稲 警 察 署
(代表011-686-0110)

事 件 情 報

- **SNS型ロマンス詐欺にご注意ください**
SNSで知り合った相手にお金を貸す、送るのはやめましょう。
メッセージのやりとりだけで面識のない相手を簡単に信用することは危険です。
お金の話が出たら詐欺を疑い、家族や警察に相談しましょう。

交 通 情 報

- **9月18日から9月24日までの間における手稲区内での交通事故発生件数**
この期間中における人身交通事故は、前年比±0件となる3件、物件交通事故は前年－6件となる42件発生しています。

警察署からのお願い（お知らせ）

- **子供をネット犯罪から守るために**
スマートフォンやタブレット等の急速な普及により、大人の目が届きにくいところで、子供達が犯罪の被害者や加害者になってしまったり、SNSに起因し性被害にあってしまうケース、他人のプライバシーを侵害してしまうなど、事件やトラブルに巻き込まれる事例が発生しています。
そのため、スマートフォン・SNSを安全に利用するために、
 - ・「フィルタリング」という有害情報へのアクセスを制限する機能等を利用しましょう。
 - ・「家庭のルール」を作りましょう普段からご家庭でよく話をし、困った時に相談しやすい環境を作ってください。
- **ゴミを燃やすのは、犯罪です**
家庭ゴミや庭の草木などの不要なものを処分するため、自宅の敷地やその他の場所で燃やすことは犯罪です。
「庭や畑で出た不要な作物を燃やした」
「昔は燃やして処分していたのでいいと思った」
「少量なのでいいと思って燃やした」
理由は様々あるかと思いますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反し、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられる可能性があります。
不要となったものは、市区町村で定められた処分方法に従い、適正に処分しましょう。